

平成27年3月17日

会 員 各 位

土木工事積算基準等の改定について（再掲）

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

3月11日、国土交通省より土木工事積算基準の改定が発表されました。
この改定は、

- ・改正品確法の基本理念及び発注者責務を果たすため
- ・工事担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保出来るよう
- ・市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するためのものです。

長年長崎県建設業協会は九州建設業協会・全国建設業協会・建設関連諸団体とともに、今回の改定に盛られている諸課題について改善を求めてきました。未だ完全ではありませんが画期的であり大きな一歩だと歓迎します。

ご理解とご尽力を頂いた国土交通大臣、国会議員の皆様、関係諸官庁の方々に深く感謝申し上げます。

改定された内容は

- ①標準歩掛の改定
- ②一般管理費率、現場管理費率の改定
- ③市街地（D I D）補正の改定
- ④施工パッケージ型積算方式の拡充です。

①「施工歩掛の改定」は、従前なかった工事の歩掛、維持修繕など小規模工

事の歩掛など現場実態を踏まえた歩掛を新設・見直したものです。

- ②「一般管理費率、現場管理費率の改定」は、これまで経費率計算による金額が、実情に合わなくなっていると改正を要望してきたことです。管理業務が多様化し社会的要請が増える中、行政施策に応えようとすればするほど費用が掛かりました。経費率の根拠が複雑なため具体的に過不足を指摘することが難しかったことですが、今回大規模な実態調査・分析によって改正されたものです。
- ③「市街地（D I D）補正の改定」は、これまでもあった大都市補正に加え、市街地についてもD I D（人口集中地区 Densely Inhabited District）補正（共通仮設費1.3倍、現場管理費1.1倍）を行うものです。市街地の工事は仮置き場など費用がかさむことが指摘されていましたが、施工実態に沿うものに近づきました。
- ④「施工パッケージ型積算方式の拡充」は、すでに導入されている施工パッケージを小規模・人力工事・維持工事について細分化改定するとともに、新たに施工パッケージ項目を加えたものです。施工パッケージ積算が、地区・規模・特性にうまく合致するものかどうかまだ分かりませんが、今回小規模・維持工事についてなされたように実態に合わせ多様化されることを期待します。

今回の改定は、「平成27年度の土木工事積算基準から適用」とありますが、地方自治体においても早急な対応を期待します。また建築ほか様々な工種についても同様の改定がなされるよう要望します。

改定は工事費換算で概ね3%から5%増額となると試算できます。建設業協会会員におかれましても、この機会を生かし改定の目的である改正品確法の基本理念に応え、建設産業の経営環境、雇用環境の改善に努力されますようお願い申し上げます。